

平成 30 年
東京都代表選手 選考実施要項
(東京都馬術連盟 選手力強化事業)

第 73 回国民体育大会 馬術競技会
(福井しあわせ元気国体 2018)



告示日：平成 30 年 1 月 1 日

東京都馬術連盟

第1条【代表選手選考の概要】

1. 平成30年国民体育大会東京都代表選手は、原則として強化指定選手の中から（該当者が定数に満たない場合については本実施要項第5条【選手団編成基準】による）平成30年度国民体育大会登録選手団（予備登録選手、馬匹を含む）および関東ブロック大会出場選手を選考し、関東ブロック大会の成績に基づき、平成30年度国民体育大会登録選手団の中から決定する。
2. **登録選手団の選考**
平成30年度国体登録選手団の選考は、本実施要項第5条【選手団編成基準】に従って、強化委員長が案を作成し、これに基づき選手力強化委員会より、選考委員会に推挙する。選考委員会は本実施要項第5条【選手団編成基準】に則り、これを選考し、理事会の承認を得て、決定する。
3. **登録馬匹の選考**
馬匹については、本事業への参加申請書に記入された馬匹から、競技成績、人馬の組み合わせ等を勘案し、強化委員長案に基づき選手力強化委員会より、選考委員会に推挙する。選考委員会にて選考し、理事会にて決定する。
4. **関東ブロック大会出場人馬選考**
関東ブロック大会出場人馬は、登録選手団より、競技種目、出場枠を勘案して強化委員長案に基づき選手力強化本部より、選考委員会に推挙する。選考委員会にて選考し、理事会にて決定する。
5. **本国体選手選考**
平成30年度国体登録選手団から選考する。ブロック大会の結果による出場枠に合わせ、参加競技及び人馬の組み合せは、強化委員長案に基づき選手力強化委員会より、選考委員会に推挙する。選考委員会にて選考し、理事会にて決定とする。

第2条【代表選手の条件/資格】

国民体育大会、ブロック大会、東京都代表選手結団式、同解団式、選手力強化・選考のための各種事業に率先して参加できること、ならびに都道府県対抗戦として、団体成績を最優先できることを絶対条件とする。

1. 国民体育大会開催基準要項細則第3項に基づく、東京都代表選手としての参加資格を保有していること。
2. 日本アンチ・ドーピング規定を遵守すること。
3. 対象選手枠は成年男子、成年女子、少年とする。（監督、総務、ホースマネージャー、コーチは選手力強化委員会で決定する。）
3. 参加申込までに、日本馬術連盟 騎乗者資格B級以上の資格取得者であること。
4. 関東ブロック大会、ならびに本国体において、強化委員長の判断により人馬の組み合わせ、参加競技種目数を調整変更する場合も、これに同意すること。
5. 選手団登録馬匹の取り扱いに関しては本実施要項第6条【代表選手団における馬匹貸借に関して】のとおりとし選手ならび馬匹の所有者もこれを了承、徹底できること。
6. 以上の項目において1つでも不適格であると認められた場合には当該選手を代表選手選考から除外する場合がある。

第3条【2017愛媛国体 東京都代表選手選考手続】

1. 選考対象期間

- 平成30年1月1日から6月3日。申込申請用紙提出後の成績のみを対象とする。
2. 申込期間は、平成30年1月1日より平成30年5月31日とする。
 3. 以下の者より書類等による参加資格の審査を行った上で、強化指定選手（ロングリスト）を順次リストアップし選考対象者とする。

イ) 公募選手 , ロ) 優秀選手

イ) 公募選手の応募方法

- ① 公募選手は、以下のものを提出。
 - 申請用紙1, 2（2は、出場確定時点での提出でも可とします。）
 - 住民票（ふるさと登録選手は不要）
- ② 本選考のために騎乗する馬匹名を必ず記入のこと。申請用紙に記入された馬匹に騎乗した成績のみ選考の対象となる。騎乗する馬匹の追加登録は、随時受け付ける。
- ③ 提出方法：全て郵送のみの提出とする。
- ④ 提出先：東京都馬術連盟 国体選手選考委員会宛

〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-9-5-204 TEL: 03-5304-2397 Fax: 03-5304-2398

E-mail: tobaren@yk9.so-net.ne.jp

- 書類等による参加資格審査の結果は申請用紙受領後、2週間以内に本人および所属団体宛に通知する。
- 選考対象期間内に後述の強化指定選手認定基準を満たした選手は、強化指定選手として認定し、以後の強化指定選手認定基準対象競技参加料（1競技会につき1競技分）を補助する。

ロ) 優秀選手

当連盟会員で且つ、東京都代表として参加資格を有する選手の中で、平成29年本国体においての優勝者、平成29年の全日本馬術競技大会（ジュニアも含む）において、本国体実施種目と同等クラス以上の決勝競技に優勝した選手、その他オリンピック、世界選手権、アジア大会出場を対象とし、これらの基準をクリアし、かつ選手力強化委員会が平成30年東京都代表選手として有望であると判断した選手は、優秀選手候補者として平成29年12月末日までに通知する。優秀選手候補者は、平成30年3月末日までに、受諾の可否を本連盟事務局に返答すること。また、受諾の際には、申請用紙1・2および住民票を選考委員会に提出すること。

優秀選手として認定された選手には、認定後の強化指定選手認定基準対象競技参加料（1競技会につき1競技分）を補助する。（申請用紙に記入した馬匹に騎乗した場合のみが対象となる）

第4条【強化指定選手認定基準】

公募選手、優秀選手の中で、選考対象期間内（30年1月1日から6月3日）に以下の成績をおさめた選手を強化指定選手に認定する。尚、強化指定選手として認定された公募選手は、その後の強化指定選手認定基準対象競技参加料（1競技会につき1競技分）を補助する。（申請用紙に記入した馬匹に騎乗した場合のみが対象となる）

◆ 障碍飛越競技出場選手◆ (登録されている馬での成績のみカウントする)

● 成年男子障害飛越競技

障碍飛越競技カテゴリー★★、★★★および★★★★競技会において基準表 A・中障害 A (140cm) 以上で無過失の走行が通算 5 回以上ある選手。

● 成年女子障害飛越競技

障碍飛越競技カテゴリー★★、★★★および★★★★競技会において基準表 A・中障害 B (130cm) で無過失もしくは減点 4 以内の走行が通算 5 回以上ある選手。

● 少年障害飛越競技

障碍飛越競技カテゴリー★★、★★★および★★★★競技会において、基準表 A・中障害 C (120cm) 競技において通算 5 回以上の無過失走行のある選手。基準表 A・中障害 B (130cm) 以上の競技においては、減点 4 以下も同等の扱いとする。

※平成 30 年度の本連盟主催競技会はカテゴリー★★基準と同等とみなす。

※通算 5 回には異なった 2 会場以上の競技会を含むこと。

◆ 馬場馬術競技出場選手◆ (登録されている馬での成績のみカウントする)

● 成年男子、成年女子馬場馬術競技

日本馬術連盟公認競技会において、セントジョージ賞典場馬場馬術課目、インターメディエイト I 馬場馬術課目で最終得点率 63% 以上の成績を 2 回以上おさめた選手

● 少年馬場馬術競技

日本馬術連盟公認競技会における JEF 制定 M1・M2 課目及び FEI ジュニアライダー個人競技 馬場馬術課目 2009 において、最終得点率 61% 以上の成績を 2 回以上おさめた選手。

◆ 複合競技出場選手◆ (登録されている馬での成績のみカウントする)

以下の基準（馬場及び障害の両方）を満たした選手。また、この基準をすべて満たしている選手は障害飛越競技にも出場する場合がある。

● 馬場

総合馬術 馬場馬術課目ツースター以上の競技において 61% 以上の成績をおさめた選手。

（平成 29 年本連盟主催競技会で実施を予定）

● 障害

障碍飛越競技カテゴリー★★および★★★および★★★★競技会の基準表 A・中障害 C (120cm) 競技において通算 5 回以上の無過失走行のある選手。

※平成 29 年度の本連盟主催競技会はカテゴリー★★基準と同等とみなす。

※通算 5 回には異なった 2 会場以上の競技会を含むこと。

第5条【選手団編成基準】

選手団編成にあたっては東京都チームとしての団体得点確保を最重要とする。よって個人の出場種目、参加馬匹の鞍数などに関しても、チーム成績を最優先に考えた選手選考およびチーム編成を行なう。

1. 成績

選考の基準の対象となる成績は、各申請提出後の成績のみが対象となる。

1. 強化指定選手からの選考

強化指定選手が平成30年度国民体育大会登録選手数以内の場合、その者を選考する。

強化指定選手が平成30年度国民体育大会登録選手数を超える場合には、上記選考対象期間に於ける競技会への出場回数、競技会成績並びに強化委員及び選考委員による技術評価などを総合的に勘案して選考する。

2. 強化指定選手以外からの選出

強化指定選手が国民体育大会登録選手数に満たない場合等には、公募選手及び優秀選手の中から上記選考対象期間における競技会への出場回数、競技会成績並びに強化委員及び選考委員による技術評価などを総合的に勘案して選考する。

第6条【代表選手団における馬匹貸借に関して】

1. 関東ブロック大会、本國体に使用する馬匹所有者に対して、東京都馬術連盟として予算の範囲内で借馬料および輸送費補助金を支払う。
2. 強化合宿など強化事業に伴う馬匹の借馬料、輸送費等は選手の負担とする。
3. 当該馬匹の傷病の発生について本國体期間中の獣医診療費は東京都馬術連盟が支払う。
4. 当該馬匹が死亡、予後不良に陥った場合は東京都馬術連盟は保険の範囲でのみ補償するがその他は馬匹所有者の負担とする。その場合、騎乗者もその責を負わない。
5. 乗り合わせなどにより代表選手が自身の携行馬匹以外の馬匹に騎乗する際の騎乗料、借馬料については東京都馬術連盟の借馬料の範囲とし選手はその負担は負わないものとする。

第7条【その他の共通事項】

1. ブロック大会、本國体時の遠征宿泊に関する人馬の事故などには充分な注意を払うこと。また、その責務は自己責任とする。
2. 特に未成年者においては、強化事業参加選手としての自覚をもち行動をとること。また、その指導者は十分に指導すること。
3. 個人情報の取扱いに関して

選手力強化・選考のために得た選手の個人情報は、東京都馬術連盟強化・普及担当および選手選考委員会の委員に共有するが、選手力強化・選考、連絡等の目的以外では使用しない。

4. 選考要項の変更に関して

諸般の事情により理事会が認めた場合、本選考要項を変更することができる。変更が生じた場合には、遅滞なく参加者および参加希望者に連絡し、且つホームページにアップするものとする。

【2018福井国体までのスケジュール概要】

平成 29 年

1. 平成 30 年東京都馬術連盟強化委員長を任命(12月初旬)
2. 平成 30 年東京都優秀選手候補者選出(12月末)および認定(3月末まで)

平成 30 年

3. 平成 30 年国民体育大会東京都代表選手選考告示および選考対象者募集開始(1月1日より)
4. ロングリスト作成(強化指定選手認定基準をクリアしたものを随時登録)
5. 平成 30 年国民体育大会代表選手選考委員会を設置
選考委員長及び委員を理事会にて選任する(4月下旬)
6. 平成 30 年国民体育大会登録選手団および馬匹決定(6月初旬)
7. 関東ブロック大会出場選手決定(6月初旬)
8. 平成 30 年関東ブロック大会代表選手の強化合宿実施予定(日程未定)
9. 平成 30 年関東ブロック大会出場(7月7・8日予定 主管:茨城県)
10. 平成 30 年福井国体 出場枠決定(ブロック大会終了後)
11. 平成 30 年愛媛国体東京都代表選手団を決定(8月下旬)
12. 平成 30 年東京都代表選手結団式(9月)
13. 本国体出場(10月1-5日 御殿場市馬術・スポーツセンター(静岡県))
14. 平成 30 年東京都代表選手解団式(東京都体育協会主催:11月・東京都馬術連盟主催:12月)

以上